

# 「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を( )内に記入しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する事業である。(道路運送法第3条)  
( ○ )
2. 事業者は、発地及び着地のいずれかがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)  
( × )
3. 事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送を行うことができる。(道路運送法第21条)  
( ○ )
4. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任するときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法22条の2)  
( × )
5. 事業者は、運行管理者を選任又は解任した場合及び運行管理の補助者を選任又は解任した場合は、当該届出事由の発生した日から15日以内に届出を行わなければならない。(運輸規則第68条)  
( ○ )

6. 事業者は、整備管理者を選任するときは、あらかじめ、地方運輸局長の許可を受けなければならない。(道路運送車両法第52条)  
( × )
7. 事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。(運輸規則第50条)  
( ○ )
8. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法第12条)  
( ○ )
9. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)  
( ○ )
10. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)  
( × )
11. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)  
( ○ )
12. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)  
( ○ )
13. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して三十日間保存しなければならない。(運輸規則第3条)  
( × )
14. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(運輸規則第16条)  
( ○ )
15. 一般貸切旅客自動車運送事業において、営業所に配置する事業用自動車の数が40両の場合に必要な運行管理者の選任数は2人である。(運輸規則第47条の9)  
( × )

II. 旅客自動車運送事業の運行管理に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第24条)

- ・旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により（ ）を行い、次の各事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに（ ）の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。
- ・道路運送車両法の規定による（ ）又はその確認
- ・（ ）の有無
- ・疾病、疲労、（ ）により安全な運転をすることができないおそれの有無

ア. 運行管理者	イ. 運行指示書	ウ. 他社	エ. 事故歴	オ. 酒気帯び
カ. 栄養不足	キ. 安全な運転	ク. 点呼	ケ. 教育	コ. 事業用自動車
サ. 自動車の登録	シ. 睡眠不足	ス. 翌日	セ. 指示	ソ. 点検の実施

III. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ・1日の拘束時間を原則13時間から延長する場合であっても、（ ）を超える回数は1週間につき2回が限度である。
- ・（ ）を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間が限度である。
- ・休日は、休息期間+24時間の連続した時間をいい、いかなる場合であっても、この時間が（ ）を下回ってはならない。
- ・1日の運転時間は2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）平均で（ ）が限度である。
- ・運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき（ ）以上としたうえで分割することもできる。

ア. 9時間	イ. 5分	ウ. 30時間	エ. 8週間	オ. 10時間
カ. 28時間	キ. 15時間	ク. 6週間	ケ. 32時間	コ. 10分
サ. 16時間	シ. 30分	ス. 18時間	セ. 4週間	ソ. 8時間

IV. 一般貸切旅客自動車運送事業の経営許可申請書及び更新許可申請書に記載しなければならない事業計画のうち、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(道路運送法施行規則第4条)

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| ① 主たる事務所及び営業所の名称及び位置 | ( ○ ) |
| ② 自動車車庫の位置及び収容能力     | ( ○ ) |
| ③ 営業区域               | ( ○ ) |
| ④ 運転者指導教育の年間計画       | ( × ) |
| ⑤ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数 | ( ○ ) |

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金等に関する次の文中、（ ）内に入る字句として正しいものを下欄から選び、（ ）内に記号を記入しなさい。

(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン)

- 平成26年4月より、( キ )を確保することを目的に、新しい貸切バスの運賃・料金制度が開始されました。
- 新運賃制度では、出庫から帰庫までの走行距離に、1キロあたりの運賃を乗じた「キロ制運賃」と、運行開始から終了までの時間に点検・点呼等に要する時間( サ )を加えた時間に、時間あたりの運賃を乗じた「時間制運賃」とを合計した額が運賃となります。
- 各地方運輸局長等が、当該地域の貸切バス事業者の収支状況等を勘案して、安全コストを加算したキロ制運賃、時間制運賃を( ク )しています。
- 公示運賃の下限を( ア )運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命・身体の安全が十分確保されない恐れがあることに十分ご留意ください。
- 平成28年11月1日より、貸切バス事業者が運送を引き受けた場合に運送の申込者に対して交付する書面である( シ )に、運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することになりました。

ア. 下回る	イ. 運行指示書	ウ. 3時間	エ. 旅行会社の利益	オ. 届出
カ. 1時間	キ. 運行の安全性	ク. 公示	ケ. 上回る	コ. 認可
サ. 2時間	シ. 運送引受書	ス. 運賃届出書	セ. 運行の定時制	ソ. 許可

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、（ ）で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)

答. 有償

2. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の（ ）に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(運輸規則第38条)

答. 乗務員

3. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。(運輸規則第47条の5)

答. 三年

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。(道路運送法第8条)

答. 更新

5. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。(道路運送車両法第47条)

答. 保安基準